

家族の縮小化と家族農業経営

はじめに

農水省から農業経営所得安定対策が提案され、「効率的で安定的な経営体」に政策対象が絞り込まれてきている。また、食糧庁提案の「米政策の総合的・抜本的見直し」を巡っては「副業的農家」を施策対象から外すことについて激しい議論が戦わされている。WTO体制の下での開放圧力と構造改革路線によって丸腰になりつつある日本農民を前にして農政は主体性を失って右往左往しているように見えてならない。あるいは、一方では「多面的機能」を全面に出して国際交渉を乗り切ろうとしながら、他方では担い手の絞り込みを行い、農村社会に競争と効率を持ち込んで「多面的機能」の発現を弱めるような、そもそも「食料・農業・農村基本法」が持っていた矛盾が露呈してきたということかもしれない。「国民にとっての農業」という新基本法が持っていた素直な視点を生かして今一度、農村の実態をリアルに見つめ、従来の枠にとらわれない農家像を描くことが肝要となっている。後者から述べよう。

多様な農家像の根拠

われわれは九州・山口の研究者・農業者・自治体職員でつくる九州農文協の活動を土台に「生活農業論」という枠組みを提示した¹。そこでは新基本法が農業経済の単位を「農家」から「経営体」に移行したのとは反対に農家をトータルに把握する試みが行われている²。そこで「生活農業論」で提示した「新しい農家経済論の試み」をかいつまんで要約し、多様な農家像を描く根拠を示しておきたい。

まずは、生活の単位である家族を基軸に農業経営を考え、農村家族が土地と労働力と資本を投入して営む一つの事業が農業であると位置づけをした。そうすると生産と生活が一体となった農家経済を論じる今日的な新しい枠組みが必要である。これは当然のことながらいわゆる家族労作型の小農経済論とは異なる段階のもの出なければならない。筆者は企業の家族経営、農企業経営の成立を否定しない。それは経営活動が家族の枠組みを多少とも超えたところに成立する経営である。しかしだからといってすべての農業が企業の経営によって営まれるべきだとも考えない。経営活動と家族生活の規模が一致した家族経営は存続するし、依然として重要な経営形態である。これを経営論理だけで論じること無理がある。農家経済論という筋立てが必要である。その場合に新しい農家経済論には以下のよ

うな論理が盛り込まれるであろう。

家族機能によって運営される農業経営と農家経済

まずは、所得、労働力、資産、サービス等のプーリング機能を持つ家族によって運営される農業経営を前提にする必要がある³。さらに農業にとって家族には、後継者の教育育成機能があり、農業を通じる年少者・高齢者・弱者扶養機能がある。

その場合、家計と経営との金銭的な出入りも含めて、農家資産、農家家族生活、農業経営を農家経済として論じ、その社会経済的位置づけ、内部経済メカニズム、農業生産と農村生活における位置づけなどが論じられなければならない。

家族の継承機能に立脚する農業経営

家族機能が弱まっているとはいえ、家族機能を完全に外部化し、それを組織が代替できるとはいえない。家族が形態を変えながら、家族がもっている基本的な機能をどのように再構築していくのか。農業を営む家族の場合には、個々人が対等な経営参画者として農業に携わり、経営継承していくしくみをつくる必要がある。近年注目され、広がっている家族経営協定は、家族内でのルールづくりをしながら家族経営を継承していく新しい家族経営の動きとして重視したい。

ただし、経営の継承という観点から見ると経営管理の継承を行う上で家族経営がふさわしいかいうと、必ずしもそうはいえない面がある。経営内容は世代間の継承によって変化することが多いし、家族は経営管理能力の継承までは保証するものではないからである。経営管理能力の継承は研究すべき課題である。

生活目標が経営目標となる農業経営 身の丈にあった目標

生計費上昇圧力に一方的に規定されて、稼得行動が律されるのでなく、生活・生計費の内容を検討し、無限の欲望を鎮めることが必要である。このことが環境への負荷を軽減したり、調和を図ったりすることと結びつく。経営の規模拡大や、経営発展、経営成長がそれ自体として目標になるのではなく、生活面からの目標を立て、それを実現する範囲での経営活動を行うことが求められる。これは家族経営の方がやりやすい。家族には構成員の年齢構成による家族周期があるが、家族経営の場合には家族周期に応じた経営の段階がある。家族周期にあわせて農業経営活動を伸縮するのは農家としての合理的な行動であるといえよう。この点は雇用を取り入れたり、多額の投資をしたりしている企業的な農業経営とは異なる面であろう。企業的な農業経営の場合には、雇用労働や設備投資など固定的な要素が大きくなるからである。

多様な目標と組織形態

家族単位を基軸にした農業経営の企業形態は多様であり得る。家族経営が基本形態だが、家族経営も多様化している。農業が余暇利用的、健康維持的な位置づけで行われる経営、生計費の補助的な役割で行われる経営、生計費の大半を稼得するために行われる経営などが所得目標の上からは分類できるし、自己実現の場としての経営、社会的ステータスとして行われる経営など多様な目標を認めることが多様な経営形態を位置づけることになる。それぞれの経済主体の目標や組織原理は異なるものが重層的に存在するというのが、担い手多様化の今日的意味である。農業の多面的な機能も多様な経済主体に支えられているというべきである。

農家経済という経済単位

さて、最後に農家経済という経済単位が他の自営業者の家計、賃金労働者の家計と区別されて今後も存立しうるだろうか。農家はその個々の構成員が自立をし、農業に従事するのは構成員中の世帯主、または後継者、あるいは配偶者のうちほとんど一人以下しか世帯あたりには農業に従事しない状況になっていて、むしろ勤労者世帯の中に農業従事者がいると形容してもよい状況が生じていることも事実である。したがって農業従事度が低いそれらの世帯は土地持ち労働者と称されたのである。しかし、所有している土地が農地であるということはその世帯の性格に影響を与える。農地法および農業振興地域整備促進法によって不十分なながらも所有権に制限が与えられている農地を所有している世帯にはその農地を継続利用し、有効利用する動機と責任がある。代々継承されてきた家産であるから耕作および管理の継続と継承を行っていくという規範は「古い」のかもしれない。しかし、「家産」の概念の中に全く私的な資産という観念だけではなく、社会性を帯びた農地を継承していくという観念が含まれているとするならば、家産としての農地の継承は「産業としての農業」を継承していく上での不可欠のプロセスである。その意味で農家経済という単位は農地を所有し、利用する世帯としての経済単位であると位置づけられる。

家族の縮小化と農村の危機

しかし、新しい農家経済の理論的枠組みづくりは以上のものであるとしても、現実の農村が直面している実態はまことに厳しいものがある。以下に紹介するのは、「生活農業論」の視点から集落調査を実施した結果得られた一つの事象である。調査対象地は宮崎県 A B 市である。調査は S G 集落(108 戸)、S N 集落(94 戸)、M S 集落(44 戸)の非農家を含めて

ほぼ全戸の訪問面接調査と、T R 集落(133 戸)、O B 集落(66 戸)、M M 集落(64 戸)、計 263 戸のアンケート調査である。

我々は調査をしながら今更ながらに高齢化と独居化が進んでいることを実感した。調査をとりまとめるに当たり、従来の専業・兼業区分や経営規模階層区分では農家の経済状況や農村の実体を表すのに適切ではないと考えた。そこで共同調査者である徳野貞雄氏が集落点検で用いている世帯分類を採用することとした。これによって徳野氏の集落点検作業と我々の農家経済調査との連動も可能となった⁴。

さて、この分類(徳野分類)の特徴は家族の態様を基本にした分類であり、特に近年農村家族世帯員規模が小さくなっていることをふまえた分類である。そのため、一つは中高年小世帯という分類をもうけている。これは 50 歳代以上の夫婦にその親世代が同居しているという形態である。家族の形態と数からだけいえば、親子であるから核家族と分類されるだろうが、夫婦と未成年の子供からなる核家族とは同じ核家族とはいってもずいぶん違う。特に中高年小世帯の場合にはこのまま推移すれば、家族としての再生は不能である点が決定的に異なる。つぎに、後継者未婚世帯という分類をもうけた。世帯の後継者が 35 歳以上で未婚のケースである。未婚者が増加していることは都市も農村も変わらないが、農村では家族の存続が大きな意味を持つのでこれを区別するのである。本分類では高齢夫婦世帯は世帯主年齢が 65 歳以上をとった。

さて以上の基準に従って調査世帯の分類をしたのが表 1 である。3 世代直系家族と核家族(ただし子供が 50 歳以下)が連綿と世代交代を繰り返して農村に定住してきた典型的な農村家族である。我々が調査した 6 集落の合計で 3 世代直系家族と核家族は全世帯の 31%であった。これに対して、後継者未婚世帯、中高年小世帯、高齢夫婦世帯、独居世帯は全世帯の 66%を占めるに至っている。この 4 つの類型の特徴はこの世帯の中から次の世代が生まれず、家族が増えることはないことである。従って、この 4 つの類型の合計を家族再生不能世帯と総称する事にした。我々の調査対象集落の中で M S 集落の家族再生不能率が 84%と最も高い。集落の 84%の世帯は今後誰か他出者が帰ってこない限り、世帯が縮小するしかない世帯だということである。家族再生不能率は S N 集落で 76%、T R 集落 68%と高い水準に達している。

この家族再生不能率が高い集落では、ほぼ集落機能も働かなくなっており、一見すると世帯数が大きいだけに集落維持の活力もあるのではないかと思われがちであるが、その内実は空洞化しているといわなければならない。表 2 は S G 集落の調査世帯の性格をみてい

るが、この集落は家族再生不能率は57%とやや低めである。しかしここでも72戸の農家世帯のうち40戸(55.6%)は家族再生不能世帯である。確認はしていないが、家族再生不能世帯の大半は統計的には「副業的農家」に属するであろう。

このような家族の縮小化傾向は農家だけの傾向ではなく、農村家族全体の傾向となっている。農業政策が「副業的な農家」を対象から外すとしているが、農村の現実はすでに「自然淘汰」が進んでいることを示している。むしろ、「多面的機能」をいい「美しい国づくり」をいうのであれば、今、手を打つべきはこのような農村家族の縮小化に対する施策であり、「副業的農家」への施策ではなかろうか？そしてその多様な農家の中から、新たな家族観に基づく家族農業経営が出てくると思うのである。

表1 新たな世帯分類による調査世帯分類

	S G		S N		T R		O B		M M		M S	
3世帯直系家族	23	21%	13	14%	13	10%	12	18%	3	5%	1	2%
核家族(子供が50歳以下)	21	19%	6	6%	24	18%	13	20%	23	36%	6	14%
後継者未婚世帯 (後継者35以上)	4	4%	6	6%	6	5%	5	8%	4	6%	2	5%
中高年小世帯 (子供が50歳以上)	13	12%	17	18%	19	14%	8	12%	10	16%	10	23%
高齢夫婦世帯 (65歳以上)	26	24%	24	26%	36	27%	6	9%	10	16%	9	20%
独居世帯	19	18%	24	26%	29	22%	19	29%	13	20%	16	36%
複合家族	2	2%	4	4%	1	1%	2	3%	0	0%	このほかに	
未記入					5	4%	1	2%	1	2%	空き家4戸	
計	108	100%	94	100%	133	100%	66	100%	64	100%	44	100%

資料：2001年1月の聞き取り調査および同年1・2月のアンケート調査より

表3 調査世帯の性格(SG集落)

	世帯主平均年齢	世帯員数	農家世帯	土地持ち非農家	非農家

3世帯直系家族	23	21%	49	6.0	19	3	1
核家族	21	19%	48	3.6	11	2	8
後継者未婚世帯	4	4%	64	3.0	3	1	0
中高年小世帯	13	12%	59	2.3	12	1	0
高齢夫婦世帯	26	24%	75	2.0	16	4	6
独居世帯	19	18%	77	1.0	9	6	4
複合家族	2	2%	55	5.5	2	0	0
計	108	100%			72	17	19
家族再生不能世帯	62	57%			40	12	10
それ以外の世帯	46	43%			32	5	9

鹿児島大学農学部教授 岩元泉

1 「生活農業論」の視点について『自然と人間を結ぶ・農村文化運動 153 特集生活農業論』1999.7 を参照されたい

2 最近北海道地域農業研究所の学術叢書として『21世紀北海道農業の先駆け』が出版され、「新しい農家経営」という概念が提示されている。これは筆者らが九州・山口の農業をベースに「生活農業論」で提示したものと基本的には同じ方向を向いているものと評価できる。北海道では従来の「規格型」の経営とは異なる元気のよい経営事例が紹介されている。

3 家族のプーリング機能については坂井素思『家庭の経済』放送大学教育振興会、1992.

4 徳野貞雄「生活農業論」と「方法論としての集落点検」九州農村生活研究会会報第10号、九州農村生活研究会、2001.7